

地方公務員等共済組合法の一部改正案の概要について

医療保険制度の将来にわたる継続的かつ安定的な運営を確保するため、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設等の措置を講ずる健康保険法等の一部を改正する法律案が、今国会に提出されています。

それに伴い、地方公務員等共済組合法の一部改正案が審議されています。
地方公務員等共済組合法の一部改正案の主な概要は、次のとおりです。

平成18年10月施行

1. 一定の報酬を有する70歳以上の者について、療養の給付に係る一部負担金の割合を**3割負担**とする。
2. 療養病床に入院する70歳以上の者の生活療養（食事療養並びに温度、湿度、照明および給水に関する適切な療養環境の形成である療養）に要した費用について、保険給付として入院時生活療養費を支給する。
3. 出産費および家族出産費については、政令で定める金額（定額）を支給する。
4. 埋葬料および家族埋葬料については、政令で定める金額（定額）を支給する。

平成19年4月施行

1. 傷病手当金および出産手当金の支給対象から任意継続組合員を除く。
2. 傷病手当金および出産手当金の額を給料日額の**3分の2**に相当する金額に政令で定める数値を乗じた金額を支給する。
3. 短期給付等に係る掛金の標準となる給料等の**限度額の見直し**を行う。

平成20年4月施行

1. 70歳から74歳までの者については、療養の給付に係る一部負担金の割合を**2割負担**（給料の額が政令で定める額以上である場合は**3割負担**）とする。
2. 被扶養者が6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の者については、**2割負担**とする。
3. 75歳以上の者が加入する**後期高齢者医療制度**が創設される。
（療養の給付に係る一部負担金の割合を1割負担とする。ただし、一定以上の所得を有する者は、3割負担とする）